

# 第 49 回大阪府学校教育審議会

日 時 令和 6 年 3 月 21 日（木） 10：00～

会 場 ホテルプリムローズ大阪 2階 羽衣

## 次 第

1 開 会

2 審 議

(1) 入学者選抜制度のあり方の検討に向けて

3 閉 会

## 配付資料

- ・ 次第
- ・ 大阪府学校教育審議会委員名簿兼出席者名簿
- ・ 配席図
- ・ 第 49 回大阪府学校教育審議会資料
- ・ 大阪府学校教育審議会規則



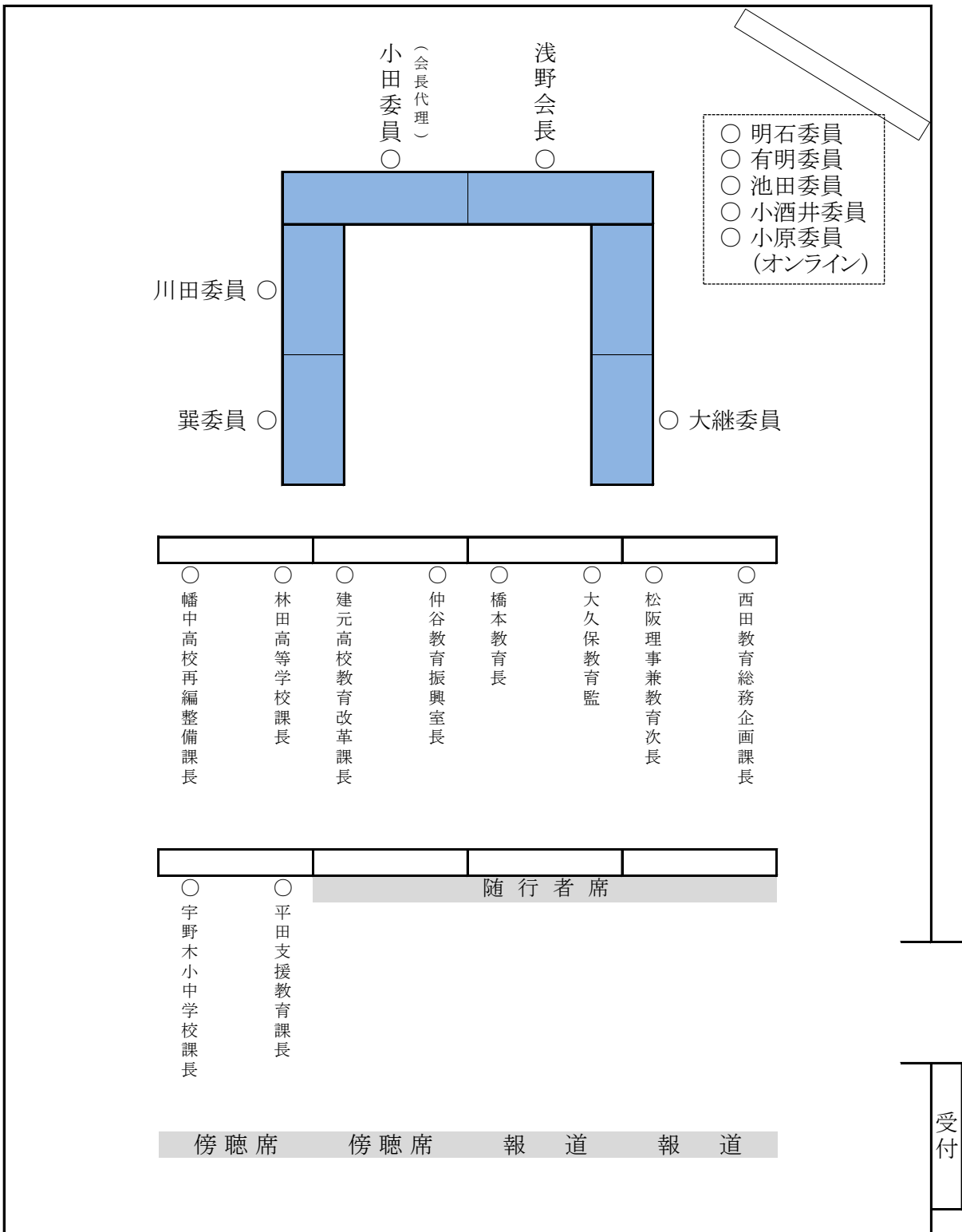
## 第49回大阪府学校教育審議会委員名簿兼出席者名簿

(五十音順)

氏名	職名	分野	第49回会議	備考
明石 一郎	関西外国語大学短期大学部 教授	教育学	出席 (オンライン)	
浅野 良一	兵庫教育大学大学院 特任教授	教育学	出席	会長
有明 三樹子	りそなビジネスサービス株式会社 専務取締役	企業関係者	出席 (オンライン)	
池田 佳子	関西大学 教授	日本語教育、国際教育	出席 (オンライン)	
大継 章嘉	大阪教育大学 学長補佐 特任教授	教育学、教育行政	出席	
小田 浩伸	大阪大谷大学 教育学部長 教授	特別支援教育	出席	会長代理
川田 裕	学校法人常翔学園 理事	工学	出席	
小酒井 正和	玉川大学 教授	ICT	出席 (オンライン)	
小原 美紀	大阪大学大学院 教授	労働経済学	出席 (オンライン)	
巽 葉子	大阪府公立学校 スクールカウンセラー スーパーバイザー	臨床心理学、発達心理学 学校臨床	出席	



# 配席図





# 第49回学校教育審議会資料

---

# 目 次

---

## 入学者選抜制度のあり方の検討に向けて

- |     |                     |        |
|-----|---------------------|--------|
| I   | 選抜検討に向けた整理（府立高校の特徴） | 1 ページ  |
| II  | 大阪府公立高等学校入学者選抜について  | 3 ページ  |
| III | 今後の論点               | 21 ページ |



# I 選抜検討に向けた整理（府立高校の特徴）

※設置校数は、R6年度選抜を実施する府立高校数

普通・総合教育

普通科

【特 徴】 共通教科を中心に幅広く学ぶことができる学校

【設置校】 78校

（多部制単位制Ⅰ部・Ⅱ部、昼夜間単位制、通信制、夜間定時制の課程を除く。）

総合学科

【特 徴】 幅広い選択科目から自分の興味・関心や進路希望に応じて学ぶことができる学校

【設置校】 18校

進学・グローバル

グローバルリーダーズ  
ハイスクール (GLHS)

【特 徴】 文系・理系ともに対応した進学指導に特色を置いた学校

【設置校】 10校

国際関係学科  
(LETS)

【特 徴】 豊かな国際感覚と優れた外国語運用能力を身につけることができる学校

【設置校】 13校

実業系の学び

工業科

【特 徴】 機械・電気・メカトロニクス・工業化学・建築・デザイン等工業についての専門技術や知識を習得できる学校

【設置校】 14校

商業科

【特 徴】 商業、ビジネスについての専門知識・技術を習得できる学校

【設置校】 4校（淀商業・鶴見商業・住吉商業・大阪ビジネスフロンティア）

農業科

【特 徴】 植物、動物、食品、地域環境などについて、基礎的な知識や技術、その活用などについて学ぶことができる学校

【設置校】 2校（園芸、農芸）

# I 選抜検討に向けた整理（府立高校の特徴）

専門的な学び

多様な専門学科

【特徴】美術、音楽、体育、福祉ボランティアなど、専門的な学びができる学校

【設置校】12校

ステップスクール  
(SS)

【特徴】少人数学級で自分らしさを発揮しながら、基礎的な学びや、地域とさまざまな学びができる学校

【設置校】2校（西成・岬）

エンパワメントスクール  
(ES)

【特徴】学習リズムを確立しながら義務教育段階から学びなおしたり、社会人基礎力を身につけられる学校

【設置校】6校（淀川清流、成城、長吉、箕面東、布施北、和泉総合）

多部制単位制I・II部  
昼夜間単位制

【特徴】学ぶ時間帯が柔軟で、自分の興味関心に合わせた科目を履修できる学校

【設置校】2校（大阪わかば、中央）

夜間定時制の課程

【特徴】夜間に授業を受け、4年で卒業できる学校（定通併修等により、3年で卒業することもできる）

【設置校】19校

通信制の課程

【特徴】週2～3回のスクーリングやレポート添削指導を受けながら、自分のペースで学ぶことができる学校

【設置校】1校（桃谷）

多様なニーズに応える学び

学びの多様化学校（いわゆる不登校特例校）や、文部科学省通知に基づく学びの柔軟化（通信の方法等を活用）に重点的に取り組む学校などを検討

府立高校の特徴に応じた選抜について検討する必要 選抜機会・日程・選抜資料・選抜方法など

## Ⅱ 大阪府公立高等学校入学者選抜について

### 1 入学者選抜の変遷

選抜年度	特徴	2月	3月
平成24年度以前	<p>検査教科：専門学科は3教科+小論文・面接・実技検査等 総合学科は5教科+小論文+面接 普通科は5教科</p> <p>調査書にかける比率：専門学科は学科により決定 普通科等は3パターンから学校が選択</p> <p>選抜日程：一般選抜の学力検査が中学校の卒業式後</p>	<p>普通科単位制 総合学科（CS除く） 専門学科</p>	<p>普通科 総合学科（CS） 多部制単位制Ⅰ・Ⅱ部</p>
	H24募集人員の割合	約33%	約67%
<p>平成25年度～ 平成27年度</p> <p>※平成28年度以降の選抜改善に向けた暫定的な措置</p>	<p><b>前期ですべての昼間の高校から志願先を選択できるようにする</b></p> <p>検査教科：前期は3教科+小論文・面接・実技検査等 後期は5教科</p> <p>学力検査と調査書の比率 6：4～4：6</p> <p>選抜日程：<b>一般選抜の学力検査を中学校の卒業式前に繰上</b></p>	<p>普通科単位制 総合学科（CS除く） 専門学科 <b>後期選抜実施校の募集人員の一部</b></p>	<p><b>普通科 総合学科（CS） 多部制単位制Ⅰ・Ⅱ部</b></p>
	H25募集人員の割合	約48%	約52%
<p>平成28年度以降 【現行選抜】</p>	<p><b>原則、選抜機会を3月に一本化、わかりやすい選抜</b></p> <p>検査教科：原則5教科（総合学科（SS）のみ3教科） 自己申告書を導入し、アドミッションポリシーによる合格者を決定 学力検査と調査書の比率 7：3～3：7</p>	<p>実技検査又は面接を実施する専門学科 総合学科（ES,SS） 多部制単位制Ⅰ・Ⅱ部 昼夜間単位制</p>	<p>普通科 総合学科（ES,SSを除く） 特別選抜を実施する学科を除く専門学科</p>
	R5募集人員の割合	約9%	約91%

※CS:クリエイティブスクール

※定時制・通信制はいずれも3月に実施

## Ⅱ 大阪府公立高等学校入学者選抜について

### 1 入学者選抜の変遷

#### 平成24年3月「入学者選抜制度の改善に関する報告書」

##### <背景>

- ・ 選抜環境の変化（私立高校の授業料無償化の拡大、公私受け入れ比率（7：3）の撤廃）  
⇒受験者意識の変化による、チャレンジ受験の傾向、私立専願志向の高まり  
⇒公立高校の昼間の学校では、二極化  
（後期選抜で約3,000人の不合格、二次選抜終了時点で49校、約1,500人の志願割れ）

##### <基本的な考え方>

- ・ 生徒数の動向や私立高校の状況も踏まえて、「就学のセーフティネット」としての役割を果たす。
- ・ 公立高校が多く生徒・保護者に選ばれるために、選抜（選抜制度や募集人員等）については、受験機会の確保という観点と、エンドユーザーである受験者の動向を踏まえて改善する。



#### 平成25年度選抜～平成27年度選抜（当面の対応策として実施）

##### ◆前期で、すべての昼間の高校が選抜を実施

これまで後期で実施してきた学校において前期・後期の2日程で実施  
（普通科であれば1校あたり、前期で80人、後期で残りを募集）

##### ◆後期選抜の日程を中学校の卒業式前に繰上げ

##### 参考（府立高校をめぐる動き）

平成26年度選抜より普通科における通学区域を府内全域に変更し、すべての学科で学区を撤廃  
（H19～H25は4学区制）

## Ⅱ 大阪府公立高等学校入学者選抜について

### 1 入学者選抜の変遷

#### 大阪府公立高等学校入学者選抜制度改善方針 平成26年11月 公表

##### <背景>

- 平成25年度以降の入学者選抜の検証（中長期的に安定した入学者選抜制度の構築）
  - ⇒前期・後期 2 度選抜を実施することにより、高校の在校生への指導（進路指導等）時間不足が顕在化
  - ⇒前期選抜が高倍率となることによる不要な不合格経験を受験生にさせる必要があるのかという指摘
- 全国的に絶対評価が導入されている中、大阪府においても絶対評価を導入すべきではないか

##### <基本的な考え方>

- 受験生にとって公平でわかりやすい入学者選抜制度であること
- 中学校および高等学校の教育活動に与える影響を十分に配慮したものであること
- 高等学校への就学機会を保障するとともに、生徒が主体的に進路選択を実現できること
- 絶対評価の導入



#### 平成28年度選抜（現行選抜）

- ◆原則、選抜機会を3月に一本化、わかりやすい選抜（※実技等を伴う選抜は、特別選抜として2月に実施）
- ◆調査書の取り扱いを変更
  - ・絶対評価の導入、活動行動の記録の欄の新設
  - ・記載対象学年を中学1～3年に拡充
- ◆自己申告書の導入
  - ・求める生徒像に極めて合致するものを優先的に合格とする選抜の導入
- ◆これまでに引き続き、帰国生選抜、日本語指導が必要な生徒選抜など、多様な選抜を実施

# **選抜日程・選抜機会**

---



## Ⅱ 大阪府公立高等学校入学者選抜について

### 3 選抜の機会（令和6年度選抜）

日程	学力検査	学力検査以外	課程・学科等
①特別選抜 (2月20日)	5教科	実技検査	全日制の課程の専門学科（一部） 〔工業に関する学科の一部、総合造形科、美術科、体育に関する学科、グローバル探究科、演劇科、芸能文化科、音楽科〕
		面接	エンパワメントスクール、多部制単位制・昼夜間単位制
	3教科 (国数英)		ステップスクール
②一般選抜 (3月11日)	5教科	—	全日制の課程 全ての学科（特別選抜を行う学科を除く）
	3教科 (国数英)		夜間定時制の課程 全ての学科
	—	面接	通信制の課程 普通科
③二次選抜 (3月15日)	—	面接	上記選抜で合格者数が募集人員に満たない学校・学科で実施

※特別選抜と同一日程で、海外から帰国した生徒の入学者選抜、日本語指導が必要な帰国生徒・外国人生徒入学者選抜、豊中高等学校能勢分校に係る入学者選抜を実施

※日程は、R6選抜。



# 選抜の方法・選抜の資料

## Ⅱ 大阪府公立高等学校入学者選抜について

### 4 選抜の方法

例：一般選抜（全日制の課程）

#### 1. 学力検査等（実技検査等を含む）

学力検査の得点

#### 2. 調査書

各教科の学習の記録

+

調査書の評定

総合点

活動/行動の記録

#### 3. 自己申告書

ボーダーゾーン内の判定

アドミッションポリシー（求める生徒像）に極めて合致する者を優先的に合格

⇒総合点の算出にあたり、「学力検査の成績」と「調査書の評定にかかる倍率」は7：3～3：7の5つのタイプから、各高等学校長が、自校の求める生徒像を踏まえ選択し、教育委員会が決定。

## Ⅱ 大阪府公立高等学校入学者選抜について

### 5 選抜の資料

#### ① 学力検査等

##### 検査問題の種類

選抜	国語・数学・英語	社会・理科
特別選抜	基礎的問題（A） 標準的問題（B） ※英語リスニングは共通	共通
一般選抜	基礎的問題（A） 標準的問題（B） 発展的問題（C） ※英語リスニングはA B共通、リスニングCの2種類	共通

##### 令和6年度選抜の昼間の学校における検査問題種類別採用校数

(単位 校)

選抜区分	問題	国語	数学	英語
特別選抜	A	10	10	10
	B	12	12	12
一般選抜	A	13	25	24
	B	92	87	88
	C	26	19	19

⇒各高等学校長は、自校の求める生徒像を踏まえ、「学力検査問題の種類」をそれぞれ選択し、教育委員会が決定。

## Ⅱ 大阪府公立高等学校入学者選抜について

### 5 選抜の資料

#### ②調査書

調査書は、中学校が、中学校3年間における教育活動の記録を記載し、志願先高等学校に提出。

#### (i) 各教科の学習の記録

学習指導要領に示す各教科・学年の目標に準拠した評価（いわゆる絶対評価）。

中学校1年生～3年生の5段階評価が記載。

#### (ii) 活動/行動の記録

中学校での教育活動全般における活動及び行動の記録が記載。

(様式151) A4判 <特別・能勢分校・一般・二次選抜用>  
※印は、志願先高等学校で記入する。

令和5年度

成績一覧表の番号		受験番号	判定
1年		※	※
2年			
3年		追検査	追検査

**調 査 書**

入学者選抜の種類	特別選抜（例）	課 程	全日制の課程（例）
----------	---------	-----	-----------

ふりがな		性別	昭和・平成 年 月 日生
名 前			平成・令和 年 月 卒業 卒業見込み

(1) 各教科の学習の記録					(2) 活動/行動の記録				
教科	評定	1年	2年	3年					
	国 語								
社 会									
数 学									
理 科									
音 楽									
美 術									
保健体育									
技術・家庭									
英 語									
	*	*	*	*					
合 計									
#評定の段階	##	##	##	##					


本書の記載事項に誤りのないことを証明する。

学校所在地

中学校名

校長名印

(電話 - - )  
令和 年 月 日



Sample

\*印は空欄のままとすること。#評定の段階は、調査書作成ソフトから出力されたままとすること。

## Ⅱ 大阪府公立高等学校入学者選抜について

### 5 選抜の資料

#### ③自己申告書

- 受験生全員が提出（「日本語指導が必要な生徒選抜」を除く。）
- 自己申告書は、中学校3年間での学びや経験、高校生活における抱負など、受験生が自らのあり方や生き方等についてしっかりと考えて記述し、志願先高等学校に提出。
- 合格者の決定にあたり、生徒を学力だけでなく、人物像も含めて多面的に評価したいという観点から選抜資料として活用

#### （例）一般選抜等

受験者全員を総合点順に並べ、募集人員の90%～110%の範囲の者のうち、高校のアドミッションポリシーにきわめて合致する者を、総合点順に関わらず、優先的に合格。

#### ※アドミッションポリシーとは

高等学校が求める生徒像、期待する生徒の姿を示したもの

学校名	アドミッションポリシー	選抜の種類	学力検査問題の種類			倍率のタイプ
			国語	数学	英語	
	本校は、大きく変動する今日の社会情勢の中で、国際的な視点を持って主体的に生きようとする人材の育成をめざしています。また、幅広い科学技術の基礎知識を身につけ、将来の科学者・技術者を育てることも教育目標に掲げています。本校の特色を理解し、夢の実現のために努力を惜まない生徒を望みます。 ● 1) 将来の進路実現に向けて、高い目標を掲げて学業に真摯に取り組む生徒 ● 2) 学級活動、学校行事、部活動等にも積極的に参加し、常に自分を高めようとする生徒 ● 3) 英語によるコミュニケーション能力の向上に努め、身につけた語学力を活かして、将来、国際社会において活躍しようとする意欲のある生徒（△△学科志望者） 4) 最新の科学技術に大きな関心を持ち、その習得に意欲的に取り組むとともに、将来、その分野の発展に貢献しようとする意欲のある生徒（▽▽学科志望者）	一般	B	B	B	Ⅱ
		日本語指導		B	B	

(様式 111 表) A 4 判 <特別・能勢分校・帰国生・一般・二次・秋季選抜用>

令和5年度入学者選抜

※印は志願先高等学校で記入する。

受験 番号	※	進検査
----------	---	-----

### 自 己 申 告 書

\_\_\_\_\_ 高等学校長 様

下記のとおり、申告します。

志願者名 \_\_\_\_\_

記

**【テーマ】**

あなたは、中学校等の生活（あるいはこれまでの人生）でどんな経験をし、何を学びましたか。また、それを高等学校でどのように生かしたいと思いますか。できるだけ具体的に記述してください。

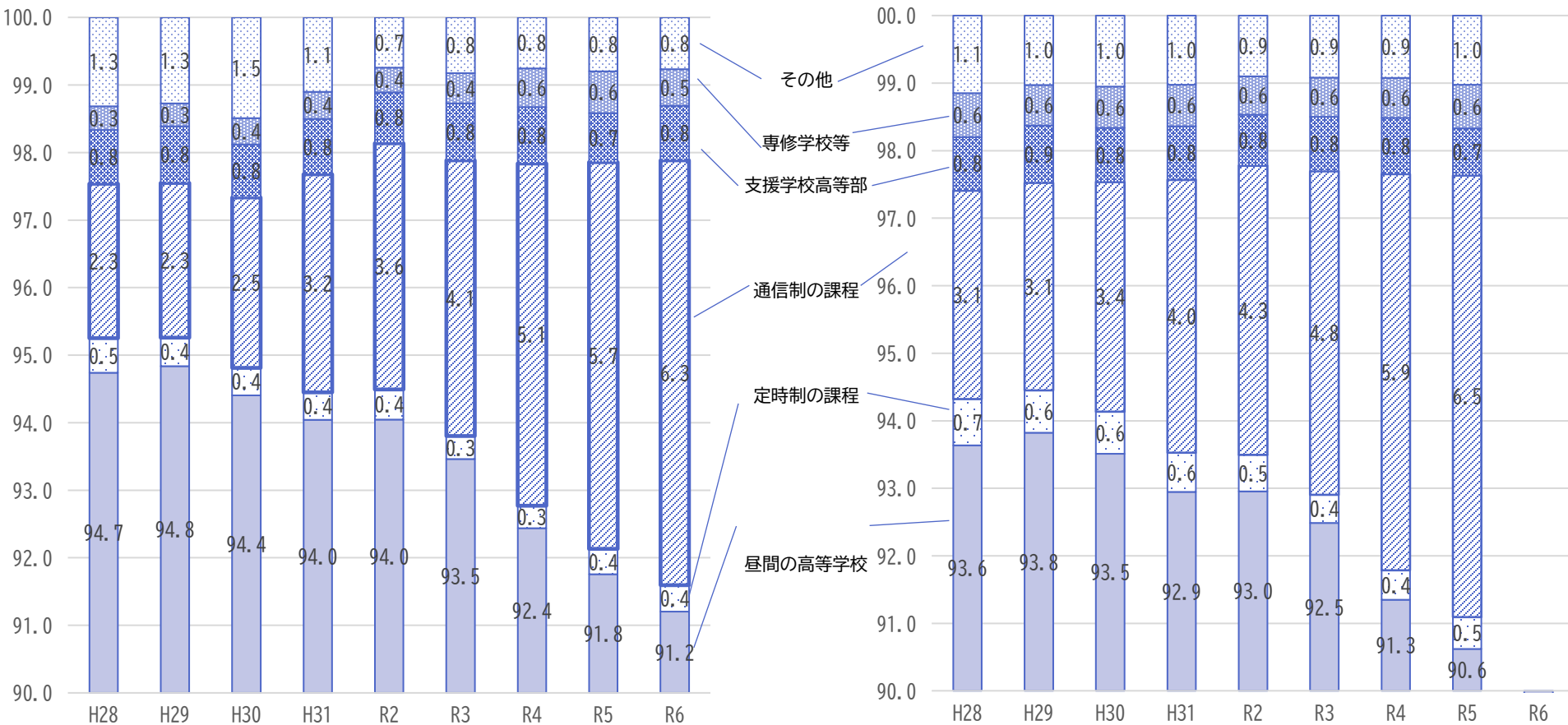
#### 令和6年度選抜のテーマ

あなたは、中学校等の生活（あるいはこれまでの人生）でどんな経験をし、何を学びましたか。また、それを高等学校でどのように生かしたいと思いますか。できるだけ具体的に記述してください。

# 参考: 昼間の高校への進学率の推移

希望 (12月進路希望調査)

実績 (学校基本調査)



府内公立中学校卒業者の高等学校等への進学等の状況

〈公立高等学校入学状況概要 (大阪府教育庁) を元に、大阪府教育庁作成〉

# 参考：公立高校の志願率、不合格者数、競争率、充足率の推移

※R6の卒業生の値は推計値

選抜年度	卒業生数 (ア)	募集人員 (イ)	志願者数 (ウ)	志願率 (ウ/ア)	合格者数 (エ)	不合格者数 (ウ-エ)	競争率	充足率
H28	74,848人	46,123人	52,654人	70.3%	44,952人	7,702人	1.18	0.99
H29	74,051人	44,898人	52,367人	70.7%	43,796人	8,571人	1.18	0.99
H30	71,929人	43,109人	50,193人	69.8%	42,076人	8,117人	1.18	0.99
H31	69,913人	41,669人	47,311人	67.6%	40,121人	7,190人	1.15	0.97
R02	68,590人	40,296人	45,037人	65.7%	38,658人	6,379人	1.13	0.97
R03	65,551人	38,186人	41,125人	62.7%	35,322人	5,803人	1.09	0.94
R04	67,118人	37,934人	41,599人	62.0%	35,705人	5,894人	1.11	0.95
R05	67,171人	37,591人	41,640人	62.0%	35,543人	6,097人	1.12	0.96
R06 (暫定)	66,840人	37,904人	(39,655人)	—	—	—	—	—

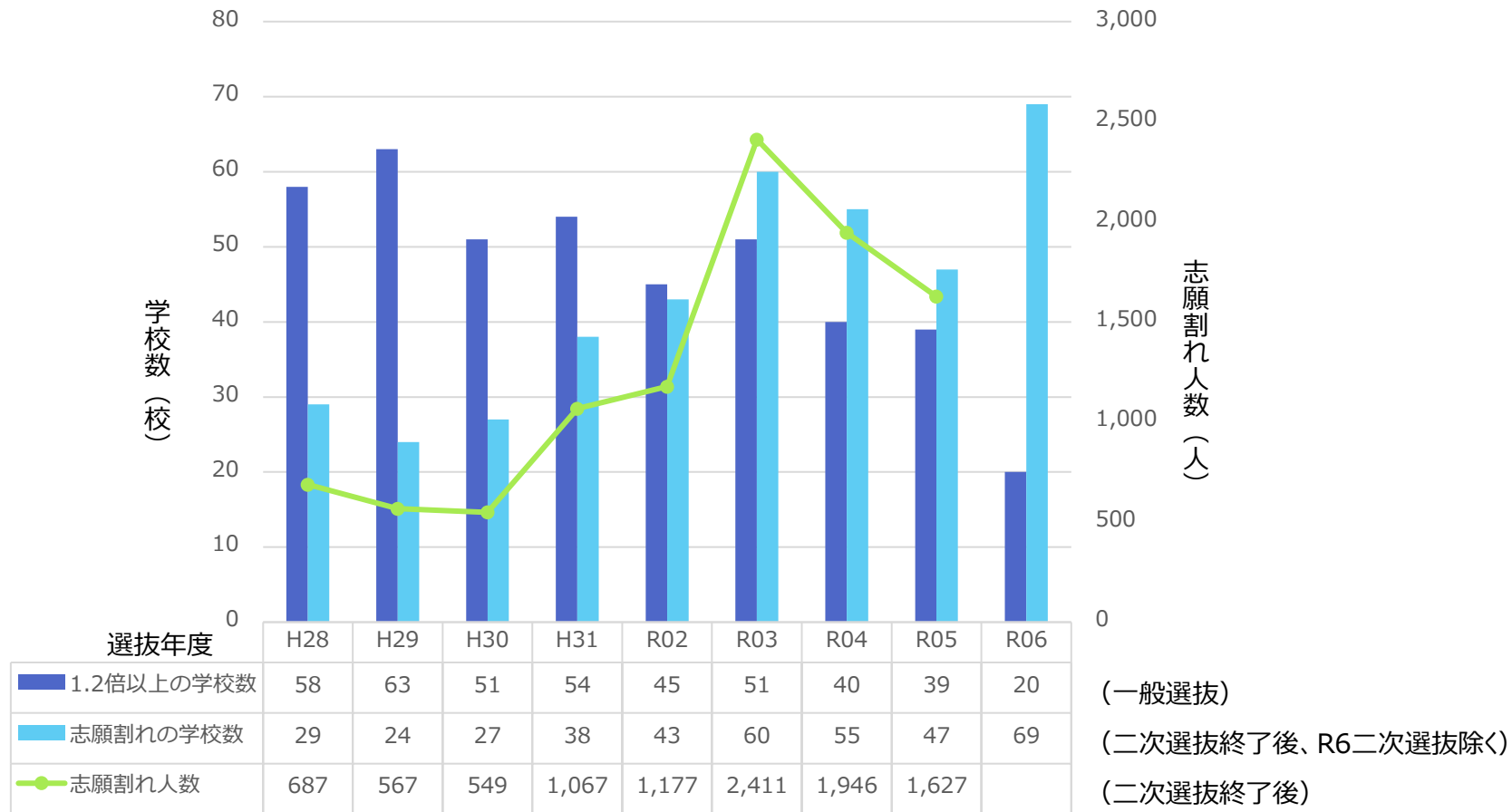
※「卒業生数(ア)」は、府内公立中学校卒業生数

※「募集人員(イ)」には、帰国生選抜、日本語指導が必要な生徒選抜を含み、自立支援選抜及び編転入学による受入れ人数を除く。「合格者数(エ)」には追検査による合格者を含む。

※「志願者数(ウ)」は、公立高校を志願した者のうち、府内公立中学校卒業生を対象。(ただし、R06は他府県からの志願者を含む)

※「競争率」及び「充足率」は、募集人員に対し公立高校を志願した者により算出。

# 参考:公立高校における志願の二極化



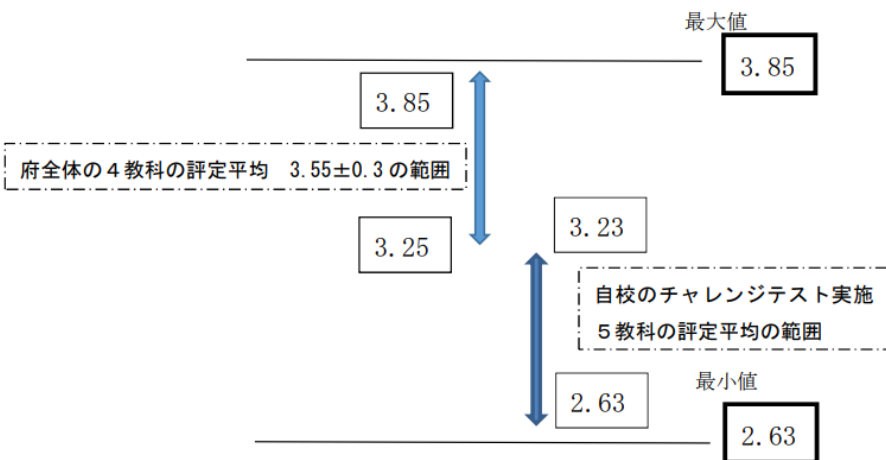


# 参考：府内統一ルール

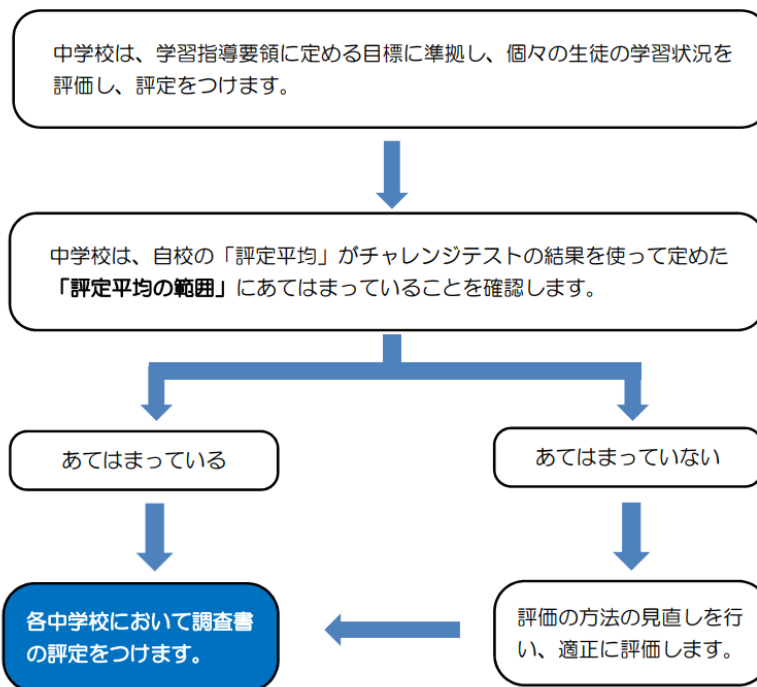
平成28年度の大阪府公立高等学校入学者選抜から、調査書に記載する各教科の評定を「目標に準拠した評価（絶対評価）」による5段階評定。

公平な入学者選抜を実施するため、各中学校がつける調査書の評定について、大阪府全体の状況に照らし適正であるかどうかを確認するために、チャレンジテストを活用した府内統一ルールを定めている。

〈例〉4教科（音楽、美術、保健体育、技術・家庭）の検証範囲について  
「府全体の4教科の評定平均」が3.55、自校のチャレンジテスト実施5教科の「評定平均の範囲」が2.63～3.23の場合、2.63～3.85



## 中学校において調査書の評定が決まるまで



## 面接を重視した選抜

### エンパワメントスクール

- ・募集定員の最大50%を面接や自己申告書などを資料として、生徒の意欲を積極的に評価
- ・5教科の学力検査を実施

### ステップスクール

- ・高校生活に対する意欲等に関する評価（面接）とこれまでの学び等に関する評価（学力検査・調査書評定）を2：1で評価
- ・3教科の学力検査を実施
- ・募集人員に対して1点刻みではなく、一定幅の群単位で合格者を決定し、募集人員に達する群（下図のN群）に属する受験者までを合格とする

【参考：R6年度選抜の状況】



\*増員可能数はステップスクールのコンセプトをふまえ、募集人員と併せて府教育委員会において決定する

# 参考:大阪府にはない他府県の取組み例

## 推薦・特色選抜

入学定員のうち、一定の割合について学校独自の選抜資料・選抜方法で判定し、残りの割合については共通の手順で判定する等

例 東京都、静岡県、佐賀県、島根県 など

## 複数志願選抜

同時に複数校の志願ができる選抜を実施

例 愛知県、兵庫県 など

## 特徴ある選抜方法の導入

調査書の簡素化に併せ、自己を認識する力、自分の人生を選択する力及び表現する力をみるために、自己表現カードを活用し、個人ごとの面談形式で実施する「自己表現」を実施

例 広島県

## 参考:現在の選抜制度に対する様々な意見(抜粋)

- ◆府立高校入試の実施日程を早めることを検討してはどうか。
- ◆各校の特色を踏まえ、求める生徒像を明確にし、学科や学校単位で独自の選抜資料を用いる特色選抜の導入についても検討すべき。
- ◆子どもの得意な分野を評価できる特色のある入試制度について検討すべき。(集団討論や個人面接、実技検査、作文または小論文等で合否を決める入試や部活動などの頑張りが評価される文化・スポーツ等特別推薦入試など。)
- ◆募集人員を超えた柔軟な受入れの在り方についても議論すべき。
- ◆学科が複数ある場合、第1希望を優先して合否を決定すべきではないか。
- ◆採点ミス防止、採点作業の効率化、在校生への指導時間の確保等の観点から、マークシート方式や、デジタル採点を導入すべき。

## 府立高校の特徴に応じた選抜について検討する必要

### 選抜方法・選抜資料

- 特色選抜（方法・資料）
- 学力検査の科目数

### 選抜日程・選抜機会

- 選抜時期
- 複数回受験
- 現行制度にとらわれない選抜機会



## ○大阪府学校教育審議会規則

昭和四十三年四月十日  
大阪府教育委員会規則第四号  
改正 昭和四五年四月三日教委規則第四号  
昭和四七年一二月二三日教委規則第一三号  
昭和五一年三月三十一日教委規則第六号  
昭和五二年六月一三日教委規則第八号  
昭和五四年十一月五日教委規則第八号  
昭和五六年三月三十一日教委規則第二号  
昭和六〇年三月三〇日教委規則第四号  
昭和六〇年一二月二三日教委規則第一一号  
昭和六〇年一二月二三日教委規則第一二号  
昭和六三年四月一日教委規則第二号  
平成四年三月三十一日教委規則第八号  
平成一一年三月三十一日教委規則第二号  
平成一二年七月四日教委規則第一六号  
平成一八年三月三十一日教委規則第四号  
平成一九年三月三〇日教委規則第一一号  
平成二〇年七月三〇日教委規則第一七号  
平成二三年三月二八日教委規則第三号  
平成二四年三月三〇日教委規則第三号  
平成二四年十一月一日教委規則第三五号  
平成二八年三月三十一日教委規則第一五号  
令和二年一二月一一日教委規則第一七号  
令和四年三月二十八日教委規則第四号

大阪府学校教育審議会規則をここに公布する。

### 大阪府学校教育審議会規則

(趣旨)

第一条 この規則は、大阪府附属機関条例（昭和二十七年大阪府条例第三十九号。以下「条例」という。）  
第六条の規定に基づき、大阪府学校教育審議会（以下「審議会」という。）の組織、委員及び専門委員（以下「委員等」という。）の報酬及び費用弁償の額その他審議会に関し必要な事項を定めるものとする。

(昭六〇教委規則四・平一二教委規則一六・平二四教委規則三・一部改正)

(職務)

第二条 審議会は、大阪府教育委員会（以下「委員会」という。）の諮問に応じて、条例別表第一第二号に掲げる当該担当事務について調査審議し、及びこれらの事項について委員会に意見を述べるものとする。

(昭五六教委規則二・昭六〇教委規則一二・平二四教委規則三・令二教委規則一七・一部改正)

(組織)

第三条 審議会は、委員二十人以内で組織する。

- 2 委員は、学識経験のある者その他適当と認める者のうちから委員会が任命する。
- 3 委員の任期は、二年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(昭六〇教委規則一二・平一二教委規則一六・令二教委規則一七・一部改正)

(専門委員)

第四条 専門の事項を調査審議させるため必要があるときは、審議会に専門委員を置くことができる。

- 2 専門委員は、委員会が任命する。
- 3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査審議が終了するまでの間在任する。

(平一二教委規則一六・全改、令二教委規則一七・一部改正)

(会長)

第五条 審議会に会長を置く。

- 2 会長は、委員が互選する。
- 3 会長は、会務を総理する。
- 4 会長に事故があるときは、委員のうちから会長があらかじめ指名する者がその職務を代理する。

(平一二教委規則一六・全改)

(会議)

第六条 会長は、審議会の会議を招集し、その議長となる。

- 2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(昭六〇教委規則四・一部改正、平一二教委規則一六・旧第八条繰上・一部改正、令四教委規則四・追加)

(部会)

第七条 審議会に必要な応じて部会を置くことができる。

- 2 部会に属する委員等は、会長が指名する。
- 3 部会に部会長を置き、会長が指名する委員がこれにあたる。
- 4 部会長は、部会の会務を掌理し、部会における審議の状況及び結果を審議会に報告する。
- 5 前条の規定にかかわらず、審議会は、その定めるところにより、部会の決議をもって審議会の決議とすることができる。
- 6 第十条の規定にかかわらず、部会の庶務は、部会における審議事項を担当する所属において行うことができる。

(平一二教委規則一六、令四教委規則四・追加)

(報酬)

第八条 委員等の報酬の額は、日額八千三百円とする。

(昭四七教委規則一三・昭五一教委規則六・昭五二教委規則八・昭五四教委規則八・昭五六教委規則二・昭六〇教委規則四・昭六三教委規則二・平四教委規則八・一部改正、平一二教委規則一六・旧第十条繰上・一部改正、平二四教委規則三・平二八教委規則一五・一部改正)

(費用弁償)

第九条 委員等の費用弁償の額は、職員の旅費に関する条例(昭和四十年大阪府条例第三十七号)による指定職等の職務にある者以外の者の額相当額とする。

(昭六〇教委規則四・昭六〇教委規則一一・昭六三教委規則二・平一一教委規則二・一部改正、平一二教委規則一六・旧第十一条繰上・一部改正、平一八教委規則四・平二〇教委規則一七・平二四教委規則三・一部改正)

(庶務)

第十条 審議会の庶務は、大阪府教育庁教育総務企画課において行う。

(昭五六教委規則二・一部改正、平一二教委規則一六・旧第十三条繰上、平二四教委規則三・旧第十一条繰上、平二八教委規則一五・一部改正)

(委任)

第十一条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

(昭六〇教委規則四・一部改正、平一二教委規則一六・旧第十四条繰上、平二四教委規則三・旧第十二条繰上)

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 大阪府教育課程審議会規則(昭和二十八年大阪府教育委員会規則第一号)は、廃止する。
- 3 委員等の報酬の額は、平成二十年八月一日から平成二十三年三月三十一日までの間において、第八条第一項の規定にかかわらず、日額八千八百円とする。



(平二〇教委規則一七・追加)

附 則 (昭和四五年教委規則第四号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和四七年教委規則第一三号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和五一年教委規則第六号)

この規則は、昭和五十一年四月一日から施行する。

附 則 (昭和五二年教委規則第八号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和五四年教委規則第八号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和五六年教委規則第二号)

この規則は、昭和五十六年四月一日から施行する。

附 則 (昭和六〇年教委規則第四号)

この規則は、昭和六十年四月一日から施行する。

附 則 (昭和六〇年教委規則第一一号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和六〇年教委規則第一二号) 抄

(施行期日)

1 この規則は、昭和六十一年一月十二日から施行する。

附 則 (昭和六三年教委規則第二号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成四年教委規則第八号)

(施行期日)

1 この規則は、平成四年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現に委員となっている者の任期については、改正後の大阪府学校教育審議会規則第六条の規定にかかわらず、平成五年三月三十一日までとする。

附 則 (平成一一年教委規則第二号)

(施行期日)

1 この規則は、平成十一年四月一日から施行する。

(大阪府学校教育審議会等の委員の費用弁償の額の特例に関する規則の廃止)

2 大阪府学校教育審議会等の委員の費用弁償の額の特例に関する規則(昭和五十四年大阪府教育委員会規則第七号)は、廃止する。

附 則 (平成一二年教委規則第一六号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成一八年教委規則第四号)

この規則は、平成十八年四月一日から施行する。

附 則 (平成一九年教委規則第一一号)

この規則は、平成十九年四月一日から施行する。

附 則 (平成二〇年教委規則第一七号)

この規則は、平成二十年八月一日から施行する。

附 則 (平成二三年教委規則第三号)

この規則は、平成二十三年四月一日から施行する。

附 則 (平成二四年教委規則第三号)

この規則は、平成二十四年四月一日から施行する。

附 則（平成二四年教委規則第三五号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成二八年教委規則第一五号）

この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。

附 則（令和二年教委規則第一七号）

この規則は、公布の日から施行する。